

全国児童相談所所長会発行

『全児相:通巻62号別冊～全国児童相談所における家庭内虐待調査結果報告』  
平成9年3月

調査結果の総括—全体を通して—

まえがきにも述べたように、前回調査から9年後の現在の状況を把握し、できるだけ、前回と比較して、考察したい。

ただ、虐待の分類については、厚生省監修の「児童相談所運営指針」を視野に入れて、前回独立した種別であった棄児・置き去りと、登校禁止を、定義に基づき、「不適切な保護ないし拒否」に入れ、4種類としたことが前と異なっている。

また、表の上では、不明も含めて、それぞれの数値を記入しているが、各項目について傾向性を言及するのに、母集団は、不明を除いた件数とし、同時に「不明」が目立って多い場合は、それもひとつの傾向性として、取上げたものもある。

きょうだい例の親(虐待者)について述べる場合、きょうだいが何人であっても、親は1例分として計算上の調整をなした。そのため、表から得られる比率と異なることになる。(きょうだい例294組701名)前回と違って、コンピューター処理ができるので、クロス分析を試み、より詳細な状況を探り出そうとした。時間の関係等で、その成果が十分に得られたとはいいいかねるが、今後もデータが入力されているので、会員の皆さまの御要望や、御指摘があれば、弓1続き、探索することが可能である。よりわかり易くするために、図表化することも望ましいと思いつながら、短時に、いろいろなことを、先ず御報告するという責務に追われて、充分果し得なかったことを、おわびし、このデータを生かして、さらに実のあるものに、表現して頂くことも期待しながら、調査結果を総括的に述べて行く。

## 1)被虐待児数

全国175児童相談所から、2,061件の報告があった。(前回1,039件)  
1児当たり、平均12件となる。

この件数を1年間に換算4,122件として、平成7年度の国勢調査による児童人口比でみると、1年間で1万人対1.7人となる。都市部(東京都及び12政令指定都市)では、平均2.2人、非都市部1.5人となる。この傾向は、前回と同様であるが、両者の較差は、接近して来ている。(前回都市部0.98人、非都市部0.59人)

件数の増加から、直ちに虐待そのものが倍増と単純に言えないのは当然であるが、児童相談所の果たす役割からも、児童虐待に対する関心が高まり、相談に持ちこまれる事例が増えていることは、間違いのないことであろう。

## 2)虐待の種類

総数2,061件のうち、最も多いのは、「身体的虐待」48.9%、次いで「不適切な保護ないし拒否」40.4%、「心理的虐待」5.9%、「性的虐待」4.9%の

順なっている。これは主たる虐待についてであるが、ことに「心理的虐待」は、従として挙げられる数が多く、従を入れると4.5倍になり、全体に占める割合も18.0%と大幅に増加する。

前は、「保護の怠慢・拒否」が最も高率であったが、今回の調査は、「身体的虐待」の件数が著しく多くなり、首位を占めている。なお、きょうだいケースでは「不適切な保護ないし拒否」が、「身体的虐待」より多くなっている。

### 3)性別

全体では、男児50.6%と、女児よりやや多い。虐待種別では、男児に、「身体的虐待」と「不適切な保護ないし拒否」が女児を上回り、「性的虐待」では、96.0%が女児と大差がある。「心理的虐待」は、女児50.8%と、若干多い。

### 4)年齢別

全体的には、0～5歳の乳幼児が41.5%、6～11歳が36.4%で、約8割が低年齢児である。今回の調査は、乳幼児の割合が増え、その分中学生の率が減ったことが特徴であるが、乳幼児で「不適切な保護ないし拒否」が45.3%と高率である。「性的虐待」の中に、幼児7例が含まれていることは注目されることであろう。

### 5)第一発見者と児童相談所への通告者

発見するのは、「虐待者以外の家族親戚」、「学校」、「近隣知人」の順である。通告者は、「福祉事務所・家庭児童相談室」が19.3%で最も多く、次いで「学校」、「その他の家族親族」、「警察」で、いずれも10%を超えている。前回に比し、通告機関が平均化し、ことに「医療機関」からの身体的虐待の通告は激増している。また、「保健所」や、「近隣知人」からも、前回より増えていることから、虐待に対する関心と通告に対する認識の高まりが感じられる。

なお、「虐待者本人」が相談を持ちこんできた例も約10%あることと、「児童本人」が援助を求めて来た例が32人いることは注目される。

### 6)家族形態(同居家族)

「実父母」39.4%、「実父・継養母」及び「実母、継養父」18.7%と合わせ58%強が、とに角ふた親揃って居り、父、母いずれかの「ひとり親」家庭は、37.6%を示した。前は、ひとり親家庭が半数に近い47%で、今回は、かなり減っているが、同年度の国勢調査で、ひとり親家庭の占める率が、単独世帯を除いても9.5%であることに比べると、一般世帯の形態とかなり異なるといわざるを得ない○三世代家族は、5.8%であったが、これも国勢調査で全国的には11.2%であるので、低率である。

きょうだいは、一人っ子24.8%、二人36.2%、三人以上38.0%で、平均きょうだいは2.4人となっている。これは平成6年の国民生活基礎調査と比べると、3人以上16.6%、平均1.8人で、一般家庭に比し、多子家族といえる。前回にもこの傾向は著明で、3人以上24.1%、平均2.9人を示していた。

虐待が一子のみでないケースは、今回合わせて956名に見られた。

## 7) 虐待の重複

主たる虐待に加えて何らかの従たる虐待が重複している例が全体の40.2%にある。

主が「身体的虐待」の54.5%に、「不適切な保護ないし拒否」、「心理的虐待」が伴ない、主たる虐待が、「不適切な保護ないし拒否」では、24.9%が、「身体的」あるいは「心理的虐待」が従としてある。「性的虐待」でも、24.0%に従たる虐待が併行している。「従たる虐待なし」としているものも、程度の差で、何らかの心身の苦痛や、不適切な対応を受けていることはいうまでもない。

## 8) 虐待の期間

不明が427例あるが、それを除くと、最も多いのが「1年以上3年未満」27.8%、次いで「3年以上」27.5%と、比較的長期にわたっている。虐待種別では、「性的虐待」に長期化する傾向が顕著である。

## 9) 虐待者

不明を除いた1,626例についてみると、主たる虐待者で最も多いのは「実母」50.8%「実父」28.5%、次いで「継父」4.8%、「養父」4.3%、「継母」3.1%の順になっている。「実母」の率は前回より1%高く、「実父」は約2%低くなっている。虐待種別でも、「身体的虐待」で、前回の「実父」38.5%、「実母」28.7%が逆転して、「実母」43.2%、「実父」30.8%となり、「性的虐待」以外のすべてに「実母」が上回っている。

「性的虐待」は、「実父」がほぼ半数を占め、前回の41.7%よりさらに高率になっている。「実母」に3例の「性的虐待」があるのも注目される。

同一の保護者がきょうだい二人以上を虐待している場合も虐待者を一人として、算出しているが、4分の1の事例で、虐待者が複数であった。従たる虐待者には「実父」28.2%、「実母」42.1%を示し、前回に比し、「身体的虐待」に、従たる虐待者がある例が多くなっている。(前回は25.6%、今回46.5%)

## 10) 虐待者の年齢、就労状況

不明を除いた1,590例でみると、「30歳代」37.9%、「20歳代」30.3%、「40歳代」23.2%となっている。「身体的虐待」と「不適切な保護ないし拒否」は若年者、「性的虐待」は高年者の率が高い。「定職」に就いている者は、29.8%と3分の1弱に過ぎず「無職」、「転職が多い」、「パート」が半数以上であった。

## 11) 虐待者の心身の状況

不明を除いて比率を出したが、主たる虐待者では、「特に問題なし」は、2割強に過ぎず、心身に何らかの問題のあるものが多いことを示した。前回の調査で「特に問題なし」が、27.9%と30%に近かったことを比較すると、若干の違いがある。

「性格の偏り」が、約40%の他は、10%内外で、「アルコール依存症」、「神経症またはその疑い」、「精神病またはその疑い」、「人格障害」、「知的障害またはその疑い」等が並んでいる。

虐待の種別では、「身体的虐待」と「心理的虐待」で、「性格の偏り」が、とりわけ高く、「性的虐待」は、「特に問題なし」とされる者の率が、他よりも高く、「不適切な保護ないしは拒否」は比較的条件が分散している。

従たる虐待者の場合も同様の傾向ではあるが、「知的障害またはその疑い」が、主たる虐待者に比べて、やや高率に見られる。

## 12)虐待者の虐待についての考え方

この項目については、主たる虐待者の場合も、従たる虐待者の場合も、「不明」とする者が多数であることが、先ず注目される。子どもを保護し、守る立場の児相といわば対立する虐待者との間の距離が、「不明」とせざるを得なかったと解され、虐待者への対応の困難性が、如実に示されているといえよう。

従って「不明」を除いた虐待者は、ある意味では、「協力的」ともいえないことはないが、やはり段階はさまざまでも、自身の行為を虐待と認めないものが、64.9%を占めている。しかし、「虐待を認めて援助を求めている」が、わずかではあるが、他の項目よりも多く、「援助は求めていない」ながらも「虐待は認める」としたものを合わせると、前回調査の9.2%に比較して、驚異的といえる35.1%と、大幅に増加していることは、特記すべきことである。とりわけ「心理的虐待」で、37.1%が、「虐待を認め、援助を求めている」という結果は注目される。

## 13)虐待者の生育歴

この調査についても、主・従ともに、「不明」が、3分の1強という高率である。子どものことは、聞くことができても、虐待者自身の内的部分に立ち入りにくい厳しさが表われているのであろう。

「不明」を除く948例では、「特になし」が、29.1%で一番高く、次いで、「ひとり親家庭」24.1%、「被虐待体験」23.1%である。従たる虐待者の場合も同様、「特になし」30.0%が、首位である。生育歴の中で、「被虐待体験」が、前回に比し、かなり減っているが、ひとつには虐待体験の表現が多少異なることも否定できない。今回は、まず設問ソで、虐待体験を問い、その該当者について、設問タの中で、虐待の分類を行っているので、ソの段階でもれた者もないとはいえない。

虐待種別でみると、前回は、「保護の怠慢ないし拒否」、「身体的暴行」、「心理的虐待」、「性的暴行」の順であったが、今回は、「身体的虐待」、「心理的虐待」、「不適切な保護ないし拒否」、「性的虐待」となっている。  
虐待者自身の虐待体験と、行っている虐待との関連をみると、「性的虐待」を除いて、虐待者の体験を同じような形で再現している場合の率が高いことを示している。

#### 14) 虐待につながると思われる被虐待児の状況

「不明」を除いた1,777例についてみると、「特になし」が4割を占め、次いで、「問題行動あり」24.4%、「精神発達の遅れや障害」14.0%で、子の側にももとの要因を持つ子は必ずしも多くない。子どもの問題行動は、被虐待の誘因とだけは言いきれず、不適切な養育の結果である場合もあり、悪循環と見なされるものも少なくないと思われる。

虐待種別では、「身体的虐待」では、「問題行動あり」、「不適切な保護ないし拒否」では「精神発達の遅れや障害」、「心理的虐待」では「望まれずに出生」が、若干関連しているかと思なされる。

前回の調査では、未熟児出生が14.1%と高かったが、今回は4.2%に過ぎず、多胎や、出生時の入院(退院の遅れ)を加えても、約8%で、乳児期の初期のトラブルは少ない。また、「親との分離体験」が、約9%とそれ以上に見られる。

#### 5) 虐待につながると思われる家庭の状況

不明を除く1,502例で見ると、「特になし」はわずか3.1%で、9割強が、家庭問題を持っている。「経済的困難」44.6%が最も高く、次いで「親族近隣友人から孤立」、「夫婦間不和」、「ひとり親家庭」と続いている。

虐待種別には、「心理的虐待」が、他と違った傾向を示し、「育児に嫌悪感、拒否感情」が、首位ではないが、それに次ぐ比率を示していることが注目される。

#### 16) 虐待による被虐待児の心身の状況

身体的には、約3割に、「打撲傷、あざ」があったが、特に所見がなかったものが、37.8%であった。当然のことながら、「身体的虐待」では、約7割に外傷があり、「不適切な保護ないし拒否」の2割強に、栄養不良があった。「性的虐待」では、19.0%に性的暴行による外傷、10.0%に他の打撲傷などがあり、「心理的虐待」でも、14.8%に打撲傷やあざなどが認められている。

精神面では、7割強の児童に何らかの心的外傷を思わせる症状が見られた。「不安、怯え」はいずれの虐待にも多かったが、「不適切な保護ないし拒否」では、「特になし」というものもかなりあり、また、「非社会的行動」が、他の虐待種別より高率で、「精神発達の遅れ」を伴っている例もあった。「身体的虐待」は、「不安、怯え」に

次いで「反社会的問題行動」や「攻撃性」が高く、「心理的虐待」でも「不安、怯え」の次に「反社会的問題行動」が多かった。「日常生活に支障を来すような精神症状、問題行動」は、他の虐待より、「心理的虐待」がきわ立って高率であった。前回調査と比較して、ほぼ同様な傾向であるが、内容の表現が異なっているので、断定的な言及は避けたい。

#### 17) 一時保護状況

一時保護をなした児童の率は前回の59.9%に比して低率になり、全体で41.0%であった。種別には、前回の「性的虐待」75%といった突出した数字はなく、高率の「性的虐待」でも49.0%で、平均化している。この現象は、通告数が増え、一時保護をするほどでなく、在宅援助で間に合うケースが多くなっていると思われるが、同時に、一時保護することも困難な強固の拒否がある場合も否定はできない。

一時保護の日数は、「2週間以上1ヶ月未満」のものが、37.7%と多いが、3ヶ月以上に及ぶ長期ケースが、20例(2.4%)存在した。これは、処置の困難性を、如実に示すものであり「性的虐待」の一時保護が、ことに長期化しやすい家庭に帰せないが、施設入所も円滑に進めない窮状がうかがわれる。

#### 18) 処遇および処遇経過

不明を除く2,048例のうち、31.7%が「施設入所」、.5%が「里親・保護受託者委託」、「親族弓1取り」と合わせて36.2%が、家庭から分離した措置がなされている。また、37.2%が在宅で「児童福祉司指導」、「助言指導」、「維持指導」等の処遇を受け、残る23.3%が、一時保護中及び在宅で経過を見ている。前回の調査では、60.7%が施設入所、里親等への委託を含めると、62.4%が家から分離されているので大きな差がある。

施設入所へのアプローチのむずかしさと同時に、ネットワークを背景とした多様な対処が模索されている現状が反映されているといえよう。

#### 19) 在宅指導について

在宅指導の556例をみると、「指導に応じる」は67.1%で、約30%が、指導に応じない。ことに「不適切な保護ないし拒否」が、指導しにくい傾向を示している。

指導法は、46.2%が「訪問」。「通所との併用」も含めると、半数以上に、家庭訪問がなされている。「心理的虐待」は「通所」の率が高い。

また、個別指導の形が大半で、グループ指導は、まだ試みの段階といえよう。指導対象は、「親のみ」33.8%、「子のみ」3.4%、「親子とも」52.9%となっているが、加害者である親への指導、ことに、「性的虐待」の親の対処は、きわめて困難

であることが読みとれる。

前回には、在宅指導ことに親への対応は、ほとんど取り上げられていなかったが、関係機関とのネットワークが、この間に目に見えて構築されて来たことを裏付けているといえるかも知れない。

## 20) 施設入所について

施設入所に対しての同意が、すぐ、あるいは比較的簡単に得られたものの率は、施設入所が不必要と判断されたものと「その他」、「不明」を除いた968例中、51、2%であり、「かなり苦勞するも同意が得られたもの」21、6%で、合わせて72、8%となる。

「家庭裁判所への申し立て後やっと同意」と、「家裁の審判で入所」を含め、入所率は73.6%、残りは、施設入所が必要と判断されたにもかかわらず、「同意せず在宅のまま指導中」18.3%、「同意はもちろん接触も拒否、対応に苦慮中」16.2%、「同意せず、家裁に申し立て中」2.0%であった。

家庭裁判所が関与したケースは、26例で、前回の12例の2倍強であるが、比率は、2.6%で、前回の2%とそれほど変りがない。

なお、施設入所の必要なしと判断されたケースは、今回17.3%、前回14.2%である。

## 21) 施設入所後の経過

不明を除く631例についてみると、一応安定した関わりがとれているものは24.4%で、69.1%が、家族との問題を大きく弓1きずっている。「強弓1に弓1き取る」が0.5%、「入設中面会なく無関心」11.6%、「保護者行方不明」7.3%、「弓1取拒否」0.6%等があり、ことに「不適切な保護ないし拒否」の親の無関心、無責任の態度が著明である。

前回と比較すると、安定例が、30.9%、「面会なく無関心」25.3%で、いずれも今回の方が低くなっている。

## 22) 虐待者への指導結果

全般的なものとして、不明を除く1,636例でみると、一部解決も含めて、改善は50.2%、状況不変39.4%とされる。改善率は、「身体的虐待」が54.2%で最もよく、「性的虐待」が39.4%で最も低い。しかし、前回の改善率は、全体で39.4%、状況不変46.4%であり、決して悲観するものではない。

## 23) その後の児童の経過

不明を除いた1,664例では、「もともと安定」していたものも含め、「問題解決、安定」といえるものが41、5%、まだまだ問題を抱えているもの53.7%となる。安定度の最も低いのは、「心理的虐待」の場合で33%に過ぎなかった。この傾向は前回も同様であるが、全体としての安定度が今回の方が低いことは注目される。（前回の安定度52.3%）

#### 24)在宅指導における他機関との連携

前述したように、今回の調査では、在宅指導ケースが増えている。虐待の発見に子どもに関わる人、ことに児童関連機関の関心が欠かせないことは言うまでもないが、その後のケアにも、ネットワークの必要性を痛感している。教育、福祉、保健、医療等地域の中での連携体制の確立と実働が、今後ますます期待される。

特記すべきことは、家庭裁判所との関わりが、法28条、あるいは法33条の7の申立てのみでなく、在宅指導にまで試みられているケースが18例(2.6%)であった。

以上、今回の調査を、できるだけ前回調査と対比しながら、全般を通して要約してみた。クロス分析をさらに深く追究すると、また新たな見解が生じるかもしれないが、資料としてつけることで、止めさせて頂きたい。前回と違い、コンピューター処理のできる時代であるので、各所において、発展させて頂き、その結果を事務局に寄せて頂くことを期待して、全般の報告とする次第である。